

第2次潟上市総合計画 後期基本計画策定方針



令和元年 8月

総務部企画政策課

1 後期基本計画策定の趣旨

本市では、平成28年に第2次総合計画（計画期間：平成28年度～令和7年度）を策定し、長期ビジョンに掲げる市の将来像「みんなで創る しあわせ実感都市 潟上 ～文化の風薫る 笑顔あふれるまち～」の実現に向け、7つの基本目標と29の政策を掲げ、前期基本計画で取り組む施策や事務事業を推進してきました。

また、同じく平成28年には潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）（計画期間：平成27年度～令和2年度まで延長予定）を策定し、人口減少と地域経済の縮小の克服に向けた取り組みも同時に進めています。

しかし、この間にも風水害など多発する自然災害、緩やかな回復基調が継続しているとされるものの先行きが不透明な経済状況、さらには、人口減少・少子高齢化時代のニーズへの対応や交付税の漸減による財政状況など、本市を取り巻く社会環境には変化が生じています。

こうした中、前期基本計画が令和2年度をもって終了することから、社会経済状況の変化に適切に対応するとともに、これまでの施策等の進捗状況を振り返ることで明らかになる新たな課題等へ対応するため、令和3年度以降の5か年で取り組むべき各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的に後期基本計画を策定します。

なお、本市の総合戦略に掲げている4つの基本目標は、総合計画の施策を分野横断的に抽出した性格を有することから、後期基本計画では新たな総合戦略と一体的な計画として策定します。

2 計画の構成と期間

総合計画は、「長期ビジョン」「基本計画」「実施計画」の3層構造です。

【長期ビジョン】

本市の目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。平成28年に市議会の議決を経た10年間の市政運営の基本方針であり、まちづくりの根幹であるため、基本的には継承しますが、将来人口フレームの見直しや取り巻く環境の変化等に対応するため、一部見直しを行うものとします。

【基本計画】

後期基本計画は、長期ビジョンに示すまちづくりの基本理念及び市の将来像を受け、その実現を図るため基本的な施策を体系的に示す計画であり、本市における行政計画の最上位計画となります。

(1) 計画は令和3年度を初年度とし、令和7年度を目標年度とする5か年の計画とし

ます。

- (2) 計画は、前期基本計画の進ちよく状況の把握及び分析、市を取り巻く環境の変化、市民の要望等新たな政策課題の分析を踏まえ策定するものとします。また、計画の策定に先立ち、最新の数値や状況の変化を踏まえた潟上市人口ビジョンの見直しを行い、本市における地方創生の実現に向けた重要な基礎と位置付けます。
- (3) 計画の策定に関し、財政推計を行うものとします。

【実施計画】

基本計画に掲げられている施策・事業を実施していくための年度計画とします。実施計画の期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

3 計画策定の視点

限られた財源の中で着実な計画の実現を図るため、選択と集中により、重点的に取り組む施策及び成果を明確にし、次の視点により効率的で実現性のある計画づくりを進めます。

① 将来都市像の実現を目指す視点

長期ビジョン及び前期基本計画策定時に捉えたまちづくりの課題に対し、引き続き適切に対応し、市の将来像「みんなで創る 幸せ実感都市 潟上」を実現するうえで、真に必要な施策の立案に努めます。

② 社会経済状況の変化等に適切に対応する視点

前期基本計画策定後の社会経済状況の変化や国・県の制度の動向及び新たな行政課題等を踏まえ、持続可能なまちづくりを目指した施策の立案に努めます。

③ 市民意識を反映する視点

まちづくりは、行政においてのみ計画し推進するものではないことから、市民と行政との役割分担を明確にし、市の将来像の共有化を目指します。また、「潟上市自治基本条例」に基づき、計画の策定には多様な市民参画の機会を確保し、広範な市民意見や意識を反映した施策の立案に努めます。

④ わかりやすい視点

市民にとって、わかりやすい内容や表現に努めるとともに、成果指標や活動指標を数値等により位置付け、適正な政策評価ができるように努めます。

⑤ 総合計画と総合戦略を融合させる視点

本市がこれまで取り組んできた人口減少と地域経済の縮小の克服に引き続き取り組むとともに、まち・ひと・しごと創生法に基づく本市の総合戦略を総合計画の基本計画における重点施策等として位置付け、その内容を包含した一体的な計画として策定します。

4 計画の策定体制

(1) 庁内策定体制

① 総合計画政策会議

市長、副市長、教育長及び部長の職にあるもので組織し、総合計画策定委員会で調整した総合計画素案を審議し、必要な調整を加え総合計画案を決定します。

② 総合計画策定委員会

課長の職にあるもので組織し、総合計画素案に関する協議を行います。

③ 基本計画素案作成部会

班長で組織し、基本計画素案の作成及び資料収集を行います。

④ 若手職員（主事・主任級）によるワーキンググループ

基本計画素案作成部会（③）の下部組織として、必要に応じて庁内若手職員で組織するワーキンググループを設置します。既成概念にとらわれない新しい感覚や発想により、主に総合戦略部分に関する施策等の検討を行います。

⑤ 事務局

総務部企画政策課

(2) 市民参画体制

① まちづくり市民会議

総合計画案について検討するとともに、政策提案を行います。

② 市民意向調査（アンケート調査）

市の取り組みに対する評価や今後の重点施策に対する意識・要望等を把握し、計画策定に反映します。

③ 計画案のパブリックコメント

計画案を公表し広く市民に意見を求めます。

5. 計画策定のフロー

5ページのとおり。

6 計画策定の時期

総合計画は、令和2年度末までに策定します。策定スケジュールは別紙1のとおり。

7 計画の決定

長期ビジョン及び基本計画は、市議会の議決によって決定します。また、実施計画は総合計画政策会議において決定します。

8 計画策定経過等の公表

計画の策定過程や総合計画の概要については、市広報及び市ホームページへの掲載等、利用可能な情報手段を用いて適時公表します。

9 その他

策定方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は、別に定めます。

総合計画後期基本計画・策定フロー

